

監 査 報 告 書

令和7年5月21日

学校法人 山口松陰学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 山口松陰学園

監事 加 藤 卓 也



監事 外 山 千 栄 子



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人山口松陰学園寄附行為第十五条の規定に基づき、学校法人山口松陰学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人山口松陰学園の計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表)並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為、又は、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

もっとも、業務の執行においては、理事会で決議すべき事項について事後的な決議となるといった点が見受けられましたので、今後の改善を求めます。

以 上